

暮らしに便利なまちをつくる

記者発表資料
令和2年2月12日

生涯学習部図書館課

マイナンバーカードで図書館の本が借りられるように！

- 1 目的** 図書館の利用拡大及びマイナンバーカードの普及・利活用
- 2 内容** 従来の図書館利用者カードに加えて、マイナンバーカードでも図書館の本を借りることができるようになります。
なお、このサービスは埼玉県内の図書館で初めての運用※となります。
※令和元年12月末現在
- 3 サービス開始日** 令和2年3月1日(日)～
- 4 手続方法** 市内図書館のいずれかの窓口で、図書館利用者カードとマイナンバーカードを紐付けする手続きが必要です。

【手続きに関するフローチャート】

①図書館利用者カードの有無

a. 持っている

b. 持っていない



図書館利用者カードをつくる

本人確認のできる運転免許証等を持参し、市内の図書館で申請 ※作成要件有り



②マイナンバーカードの有無

a. 持っている

b. 持っていない



マイナンバーカードをつくる

市民課で交付を受ける ※手続方法は要確認



③図書館窓口で、最初の1回のみ①と②のカードを提示する

④手続き完了



+



図書館で受付処理

マイナンバーカードのみで本が借りられます！

